

化学肥料低減定着対策事業の ごあんない（第2期公募）

国は、肥料価格高騰対策事業の一環として、化学肥料2割削減に向けた取り組みメニューの定着に向けた地域の取組を支援する事業を実施します。本町の第2期公募における取組内容については、下記のとおりです

詳しくは、別紙地域計画書【取組個票】を御覧ください



緑肥種子の販売を行う事業者が、町内の農業者に販売した場合、その販売量に応じて販売額の一部を支援します。

（対象種子の販売額の1 / 2以内の支援金を給付します。）

※ 申請額が予算額に達した場合は、事業者ごとの販売額に応じて案分した金額を交付します。



令和5（2023）年6月1日から、令和6年3月末日までに納品される緑肥種子が支援の対象となります。（令和6年1月末日までに売買契約を締結しているものに限る）

申請の方法

支援金の申請は、町内の農業者に緑肥種子を販売した事業者が、顧客リスト、販売した緑肥種子の種類・数量・納品日・販売額が確認できる書類（注文書、領収書又は請求書等）を添えて、令和6年2月16日までに芽室町農業再生協議会に行ってください

支援金の流れ

北海道肥料コスト低減体系
緊急転換事業推進協議会

芽室町
農業再生協議会

事業者

農業者等

芽室町農業再生協議会（事務局：農林課農業振興係）

TEL 62-9725 Mail n-nougyou@memuro.net